

## 06年度予算概算要求ロビイング報告②

永井よし子

開催日時：11月7日 13時～17時20分

### ■総務省

昨年につき、三位一体改革について総務省の方針を問う。地方案に対する省庁側の対応が見えない時期で、総務省は首相の意向通り「各省と意見交換中。地方案を応援する」と昨年と同じ回答。JACは、一般財源化の対象として挙げられている女性関連の補助負担金の移譲が、国の責任の後退につながり地域の偏りを招くことへの懸念を表明した。

さらに女性雇用の非正規化が進む中で増加する地方自治体の非常勤・臨時職員の就業について、働く側の不安定な待遇を人権上の問題としてとらえ、「雇い止めを行わない」「期限つき任用をしない」「同一価値労働・均等待遇」を求めた。5人に1人が非正規という現実に対し実態把握の全国調査もせず、「個別に把握」しているというのは、国の姿勢として問題があると指摘。「地方公務員法に基づく」「職種が多様」「勤務実態が多岐にわたる」「任用者の決定次第」等の理由を挙げて改善への理解を示さない総務省に対して、実態を踏まえた対応を強く要望した。非正規職員への育児休業の適用は、「雇用の前提としていない」との理由で困難との回答だった。なお、総務省からは、10月12日発表の女性国家公務員の採用・登用に関する資料提供があった。

### ■人事院

チャレンジ支援策の30%達成の見通しについて、「じょじょに進める。20%に近づいている」との回答に、年次計画もなく30%まであと15年もかけるのか、とJACからは疑義を呈した。

両立支援について、「やっと男性の育児休業取得が1%になった。2月に指針を出し、厳しく周知したが、仕事の都合、人手不足などで取得しにくい」と説明。予算計上した民間企業の男性の育児取得実態調査は、男性職員の取得促進に資するためというが、率先して国家公務員が所得することを要望した。

### ■農林水産省

例年、積極的な施策について評価している農水省だが、いくつかの問題点も浮上した。

農・漁・林各業に渡る多彩な支援事業や補助事業だが、中には実績につながらないものがある。その理由として、交付金2分の1の壁と情報が行き渡らないという課題があると思われる。施策メニューが充実しても使い勝手が悪く、知られていないために活用されないなら意味がないので周知を要望したところ、農水省は情報を携帯電話や体験した女性の活用などを通じて提供すると回答した。また、家族経営協定などは地域による偏りが大きいことから、意識啓発をする側の積極性がカギではないか、との指摘に対して、地域のトップへの働き掛けをするとの回答を得た。

さらにJACは、農村女性の健康悪化を実感から指摘、農業労災への女性の加入状況などについて尋ねたところ、実態は把握していないとのことだった。

## ■ 厚生労働省

今年の主要テーマは、労働における雇用均等と、両立支援である。JAC から、雇用において女性の二極化が進んでいること、間接差別に苦しむ女性の実態を踏まえて、間接差別の定義、均等の定義をきちんと法に盛りこむよう、審議会での議論について要望した。今回新規に「短時間・短日正社員制度」が計上されているが、あらたな差別が生じるおそれがあることを指摘した。

例年取り上げている ILO 条約については、すでに 100 号批准国の日本で男女の賃金格差が放置されたままである点について、厚労省は「雇用条件や賃金形態が外国とは異なる」と回答、進展はなかった。さらに未批准の 111 号(差別待遇)、183 号(母性保護)、175 号(パートタイマー)の批准を促したが、まったく消極的だ。

保育サービスについて、待機児童数、新設状況を問う質問に対し、実態の把握はしておらず、待機児童 50 人以上についてゼロ作戦を継続するとの回答。自治体毎の情報はあるので状況把握は可能だ。施策の前提となる基礎データとしても必要な情報を持つべきと要望した。昨年比で 1000 人減をもって減少傾向というが、まだ 2 万人以上が待機中。少子化対策がメニューに留まっている感じがする。

待機児ゼロをめざして受け入れ数を拡大するとの国の姿勢には、受け入れ環境の悪化、詰めこみのおそれを指摘したが、「国としては質の高い転換を可とする施策をしている」と回答した。定員の弾力化、設置主体の制限撤廃、小規模設置促進と矢継ぎ早な規制緩和で、児童の福祉は保障できるのか、不安だが、その中で、放課後児童クラブの障害児受け入れ加算のみ、これまでの 2 人以上が 1 人でもよくなるなどの充実はあった。

来年度に本格実施するという幼保一元化について、総合規制改革会議が基準を低い方にすると答申を出したことについて、幼児の保育を財政面からのみ考える弊害を指摘、質の低下につながらないように求めた。

高齢者施策について、介護保険法の改正がサービス受給の制限になるとの JAC の指摘に対し、「ホームパールの必要なサービスは受けられる」と明言したが、「地域、家族のサービスを受けられない者」という条件つき。実質的に受けにくくなるのは自明。障害者自立支援法の障害区分認定も介護保険と同じコンピュータ判定だ。試行での変更率 50% 余、その結果の認定アップ 96.4% は、抑制的社会保障の実態を示すもの。

女性の生涯にわたる健康について、施策は各省にまたがるので連携しており、思春期クリニック、妊娠相談など関係団体との協力によって周知しているという。不妊治療や周産期医療など、産ませる政策の拡大があることについて、JAC からは、「産む、産まないは女性の自己決定権だ。人口白書も女性のこの権利はジェンダー平等に欠かせないと指摘している。女性の健康に関する権利を保障する法律の制定を求めると要望した。

女性に対する暴力について、JAC 側のまとめた資料を提供するとともに、情報の開示について要望した。たとえば、相談者数は内閣府、一時保護については婦人相談所と分かれている。後日、資料提供を受けたが、縦割り行政を痛感する例でもあった。(詳細は北京 JAC マンスリー 100 号掲載記事をお読みください。)